

公 告

まちなか公共空間デザイン調査研究業務委託について、公募型プロポーザル方式で委託業者の選定を行いますので、提出方法及び受付の期間を次のとおり公告します。

令和 2年 7月 6日

武雄市長 小 松 政

1 業務の概要

- (1) 発注機関 武雄市（営業部商工観光課）
- (2) 業務名 まちなか公共空間デザイン調査研究業務委託
- (3) 業務場所 武雄市武雄町（武雄温泉駅周辺）
- (4) 業務内容 別添「仕様書」のとおりとする。ただし、仕様書は、委託業者が業務成果として求める最低限の内容を示すものであり、契約時、特定された企業等の技術提案内容に応じて使用を変更することがある。
- (5) 業務予定期間 契約締結日から令和3年3月31日まで
- (6) 予算額 10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格に関する事項

本業務に参加を希望する者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 平成31年度及び令和2年度入札参加資格審査申請書を武雄市に提出し、登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- (3) 武雄市暴力団排除条例第2条第1号から同条第4号までに規定するものでないこと（佐賀県暴力団排除条例第2条第2号から同条第4号までに該当するものでないこと。）
- (4) 佐賀県及び県内市町の委託業務に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申し立てをしたものでないこと。ただし、公正手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けたものを除く。

3 参加希望者提出書類

(1) 参加希望者提出書類

- ・参加表明書（様式1）
- ・誓約書（様式1-2）

(2) 審査提出資料

- ・提案書（様式3-1～5）
- ・提案書表紙（様式3-1）
- ・業務実施体制（様式3-2）
- ・予定技術者の経歴等（様式3-3）
- ・業務の実施方針（様式3-4）
- ・業務の着眼点及び考え方（様式3-5）
- ・事業所概要（任意様式、企業パンフレット等でも可）

4 受付期間等

(1) 参加希望者の受付期間

令和2年7月6日から令和2年8月4日（休日除く）9時から17時まで

(2) 審査書類の受付期間

令和2年8月6日から令和2年8月17日（休日除く）9時から17時まで

(3) 受付場所

〒843-8639

武雄市武雄町大字昭和12-10

武雄市営業部商工観光課ハブ都市推進室

電話番号 0954-23-9237

5 審査の実施方法

- (1) プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。なお、ヒアリング日時については別途通知する。
- (2) ヒアリング時の追加資料は受理しない。
- (3) ヒアリングに出席しない場合、受注意思がないものとみなし、選定対象外とする。ただし、病気、交通事故等の真にやむを得ないと判断される場合はこの限りではない。この場合、ヒアリングは別

途協議する。

6 候補者選定結果の通知について

- (1) 令和2年8月28日までに最も適した候補者を選定し通知を行う。また、選定した者と契約額等の協議成立後、随意契約を締結する。
- (2) 選定されなかった者に対しては、理由等を明記し通知を行う。

なお、通知した日の翌日から5日（休日除く）以内に書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

上記の説明を求められた発注者には、説明を求めることができる最終日から起算して5日（休日除く）以内に書面により回答する。

7 その他

- (1) 本業務に要した経費の報酬は、無償とする。
- (2) 提案書等の著作権は参加者に帰属するが、公表等の無償使用について参加者は承諾するものとする。
- (3) 提出期間以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。また、書類提出に記載した技術者は、特別な場合を除き変更できない。
- (4) 提出された書類等は返却しない。
- (5) 問い合わせ

本業務に関する質疑等は、書面（様式2）にて令和2年7月31日までに持参、FAX 又は電子メールで問い合わせること。

（問い合わせ先）

武雄市営業部商工観光課

電話番号：0954-23-9237 FAX：0954-23-3816

E-mail : syoukoukankou@city.takeo.lg.jp

（質疑に対する回答）

質疑書を受理した場合、速やかに書面、電子メールで回答し、武雄市のホームページ上で閲覧に供する。